

議 会 資 料	議案第 80 号
予 防 課	

志摩市火災予防条例の一部改正について

1. 条例を改正する理由

本年 2 月 26 日に発生した大船渡市林野火災を受けて、消防庁では大船渡市林 野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会を開催し、報告書がとりまとめられたところです。当該報告書において、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされたことを踏まえ、火災予防条例（例）（昭和 36 年 11 月 22 日付け自消甲予発第 73 号）の一部を改正することとされたことに伴い、志摩市火災予防条例を一部改正するものです。

2. 改正する条例の要点

- (1) 火災予防条例上の火災に関する警報は、消防法（昭和23年法律第186号）第22条第3項に規定するものであることを明確にし、また、火災に関する警報の発令中における屋内での裸火の使用に係る制限（窓、出入口等の閉鎖）について、一般的な事務所や住宅における火を使用する設備・器具の従前からの変化等を踏まえ、規定の削除を行うものです。（第29条関係）
- (2) 市長は、気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができることとすること。また、林野火災に関する注意報が発せられた場合は、注意報が解除されるまでの間、市の区域内にある者は、火災予防条例第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならないこととすること。さらに、市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、当該火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができることとするものです。（第29条の8 関係）
- (3) 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、火災予防条例第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができることとするものです。（第29条の9 関係）
- (4) 火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為に、たき火が

含まれることを明確にすること。また、消防長（消防署長）は、火災予防条例第 45 条第 1 項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができることとするものです。（第 45 条関係）

3. 改正による効果等

林野火災の発生原因の大半は、たき火や火入れといった人為的な要因によるものであるため、林野火災予防の意識を醸成するとともに、こうした行為への対策を講じることで、林野火災発生の予防に繋がります。

志摩市火災予防条例(令和3年志摩市条例第2号)新旧対照表

現行	改正後（案）
目次	目次
第1章 総則(第1条)	第1章 総則(第1条)
第2章 削除	第2章 削除
第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等	第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等
第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準(第3条―第17条の3)	第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準(第3条―第17条の3)
第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準(第18条―第22条の2)	第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準(第18条―第22条の2)
第3節 火の使用に関する制限等(第23条―第28条)	第3節 火の使用に関する制限等(第23条―第28条)
第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限(第29条)	第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限(第29条)
第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第29条の2―第29条の7)	第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第29条の2―第29条の7)
第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等	<u>第3章の3 林野火災の予防(第29条の8・第29条の9)</u> 第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等
第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術	第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術

上の基準等(第30条—第32条) 第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等(第33条—第34条の2) 第3節 基準の特例(第34条の3) 第5章 避難管理(第35条—第42条) 第5章の2 屋外催しに係る防火管理(第42条の2・第42条の3) 第6章 雑則(第43条—第48条) 第7章 罰則(第49条・第50条) 附則 (液体燃料を使用する器具) 第18条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。 (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から次の各号に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長又は消防署長が認める距離以上の距離を保つこと。 イ 別表第3の左欄に掲げる種類等に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる距離 ロ 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離 (2)～(13) (略)	
--	--

上の基準等(第30条—第32条) 第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等(第33条—第34条の2) 第3節 基準の特例(第34条の3) 第5章 避難管理(第35条—第42条) 第5章の2 屋外催しに係る防火管理(第42条の2・第42条の3) 第6章 雑則(第43条—第48条) 第7章 罰則(第49条・第50条) 附則 (液体燃料を使用する器具) 第18条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。 (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から次の____に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長又は消防署長が認める距離以上の距離を保つこと。 イ 別表第3の左欄に掲げる種類等に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる距離 ロ 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離 (2)～(13) (略)	
--	--

2 (略)

(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条 火災に関する警報

_____が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

2 (略)

(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条 火災に関する警報(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1)～(6) (略)

第3章の3 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災(以下「林野火災」という。)の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第45条_____において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4)～(6) (略)

2 (略)

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あら

における火の使用の制限)

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第45条第1項において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4)～(6) (略)

2 (略)

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あら

かじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。 (1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為_____ (2)～(6) (略)	かじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。 (1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為<u>(たき火を含む。)</u> (2)～(6) (略) <u>2 消防長又は消防署長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。</u>
---	--

火災警報と林野火災警報との関係

- 消防法に基づく火災警報のうち、林野火災予防を目的としたものについて、林野火災警報との通称を用いることとする(火災予防条例(例)において林野火災警報発令時の火の使用制限の対象区域を林野周辺の区域に限定することを可能とすることとする)。

	火災警報	
		林野火災警報
法律上の根拠	消防法第22条	消防法第22条
火の使用制限の根拠	火災予防条例(例)第29条	火災予防条例(例)第29条、第29条の9
対象となる火災	(建物火災を含む)火災全般	<u>林野火災に限定</u>
火の使用制限の対象区域	市(町・村)の全域 (第5号(喫煙)のみ区域指定が可能)	市(町・村)長が区域を指定することができる (<u>林野周辺の区域</u> を指定)
効果	市町村条例で定める火の使用の制限に従わなければならない	市町村条例で定める火の使用の制限に従わなければならない